

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年9月4日
【会社名】	株式会社ウィザス
【英訳名】	With us Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 生駒 富男
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06(6264)4202（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役統括支援本部長 赤川 琢志
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06(6264)4202（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役統括支援本部長 赤川 琢志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 110,960,000円 （注） 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ウィザス 東京本部 （東京都港区芝一丁目5番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月23日付で提出した有価証券届出書について、同届出書の添付書である取締役会議事録に誤記がありましたので、当該添付書類の一部を訂正し差し替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（添付書類の訂正）
取締役会議事録

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

<前略>

[決議事項]

- 第1号議案 譲渡制限付株式に係る金銭報酬債権の支給の件
- 議長は、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下「本制度」という。)に基づき、以下の事項が充足されることを条件として、ウィザス社員持株会(本議案において、以下「本持株会」という。)の会員のうち本制度に同意する当社の社員(本議案において、以下「対象社員」という。)に対して、1名につき普通株式100株を譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、最大110,960,000円(対象社員1名当たり138,700円とし、対象社員の数に138,700円を乗じた金額が110,960,000円を下回る場合には対象社員の数に138,700円を乗じた金額とする。)の金銭債権(本議案において、以下「本金銭債権」という。)を支給したい旨を述べ、その詳細について別紙資料に基づき、取締役赤川琢志氏に説明させたうえ、議場に諮ったところ、全員これを承認可決した。
- 第2号議案「譲渡制限付株式としての自己株式の処分の件」に基づく自己株式の処分に係る払込期日の前日までに本制度に対応した本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則に基づく本制度に関する特則の効力が発生していること
- 対象社員が本持株会に対して自らに支給される特別奨励金としての本金銭債権を抛出すること
当社と本持株会との間で別紙に記載の譲渡制限付株式割当契約が締結されること
- 第2号議案「譲渡制限付株式としての自己株式の処分の件」に基づき本持株会が割当を受ける自己株式の処分において、本持株会が対象従業員から抛出された本金銭債権を現物出資財産として払い込むこと

- 第2号議案 譲渡制限付株式としての自己株式の処分の件
- 議長は、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下「本制度」という。)に基づき、ウィザス社員持株会(以下「本持株会」という。)の会員のうち本制度に同意する当社の社員(本議案において、以下「対象社員」という。)に対し、本持株会を通じて普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することを目的として、以下の事項が充足されることを条件として、下記の通り、譲渡制限付株式として自己株式を処分したい旨を述べ、その詳細について別紙資料に基づき、取締役赤川琢志氏に説明させたうえ、議場に諮ったところ、全員これを承認可決した。
- 払込期日の前日までに本制度に対応した本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則に基づく本制度に関する特則の効力が発生していること
- 当社と本持株会との間で別紙に記載の譲渡制限付株式割当契約が締結されること

<後略>

(訂正後)

<前略>

[決議事項]

第1号議案 譲渡制限付株式に係る金銭報酬債権の支給の件
議長は、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下「本制度」という。)に基づき、以下の事項が充足されることを条件として、ウィザス社員持株会(本議案において、以下「本持株会」という。)の会員のうち本制度に同意する当社の社員(本議案において、以下「対象社員」という。)に対して、1名につき普通株式100株を譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、最大110,960,000円(対象社員1名当たり138,700円とし、対象社員の数に138,700円を乗じた金額が110,960,000円を下回る場合には対象社員の数に138,700円を乗じた金額とする。)の金銭債権(本議案において、以下「本金銭債権」という。)を支給したい旨を述べ、その詳細について別紙資料(省略)に基づき、取締役赤川琢志氏に説明させたうえ、議場に諮ったところ、全員これを承認可決した。

第2号議案「譲渡制限付株式としての自己株式の処分の件」に基づく自己株式の処分に係る払込期日の前日までに本制度に対応した本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則に基づく本制度に関する特則の効力が発生していること

対象社員が本持株会に対して自らに支給される特別奨励金としての本金銭債権を拠出すること
当社と本持株会との間で別紙(省略)に記載の譲渡制限付株式割当契約が締結されること

第2号議案「譲渡制限付株式としての自己株式の処分の件」に基づき本持株会が割当を受ける自己株式の処分において、本持株会が対象従業員から拠出された本金銭債権を現物出資財産として払い込むこと

第2号議案 譲渡制限付株式としての自己株式の処分の件
議長は、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下「本制度」という。)に基づき、ウィザス社員持株会(以下「本持株会」という。)の会員のうち本制度に同意する当社の社員(本議案において、以下「対象社員」という。)に対し、本持株会を通じて普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することを目的として、以下の事項が充足されることを条件として、下記の通り、譲渡制限付株式として自己株式を処分したい旨を述べ、その詳細について別紙資料(省略)に基づき、取締役赤川琢志氏に説明させたうえ、議場に諮ったところ、全員これを承認可決した。

払込期日の前日までに本制度に対応した本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則に基づく本制度に関する特則の効力が発生していること

当社と本持株会との間で別紙(省略)に記載の譲渡制限付株式割当契約が締結されること

<後略>